

第 2 期幕別町地域福祉計画

(平成 27 年度～平成 31 年度)

(素 案)

幕 別 町

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画の背景	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	2
4	計画の策定体制	2
第2章	人口構造の変化	3
1	人口の推移	3
2	人口の推計	3
3	世帯の動向	4
4	世帯構成の動向	4
5	出生の動向	5
6	要介護高齢者の見込み	5
7	障がい者の状況	5
8	生活保護の状況	6
第3章	計画の理念と目標	7
1	基本理念	7
2	基本目標	7
3	施策の体系	8
第4章	施策の実現に向けて	10
[資料]		
1	幕別町地域福祉計画策定委員会委員名簿	26
2	幕別町地域福祉計画策定委員会への諮問	27
3	幕別町地域福祉計画策定委員会の答申（案）	28
4	幕別町地域福祉計画策定委員会の協議経過	29
5	幕別町地域福祉計画策定委員会条例	30

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

我が国では、近年の急激な少子高齢化や核家族化の進行、長引く経済情勢の悪化などにより、国民のライフスタイルや価値観が多様化し、地域における人間関係は薄れ、相互扶助機能が弱まるなど、地域社会を取り巻く環境が大きく変化しています。

このような社会状況の変化により、子育て家庭の孤立化、高齢者や障がい者、児童に対する虐待、ドメスティックバイオレンス（DV）、高齢者の孤立死、生活困窮者支援問題などのほか、制度の狭間にある人たちへの支援や既存施策では不十分なケースへの対応など新たな地域問題も発生し、現代の福祉課題は複雑化・多様化しています。

福祉制度においては、高齢者や障がい者、子育て家庭や経済的に困窮している人などの限られた人々に対して、行政などの制度による「助ける・与える」という画一的なサービス提供により行われていました。しかし、この様な従来型のサービスだけでは、複雑・多様化した福祉課題に対応することは困難な状況となっています。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を契機に、地域における人と人とのつながりの重要性が再認識されています。幸いにも本町においては、そのような自然災害には遭遇していません。しかしながら、そのような災害時には状況に応じた対応が求められ、これまで以上に地域の緊密な連携と、安全・安心な地域社会の実現がより一層望まれるようになってきています。

本町では、平成 22 年度に『幕別町地域福祉計画』を策定し、住民・行政が一体となり目指すべき地域社会へ向けた施策を進めてきましたが、地域社会を取り巻く環境のさらなる変化に対応するため、平成 27 年度から平成 31 年度を計画期間とする『第2期幕別町地域福祉計画』を策定します。

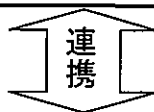
2 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく市町村地域福祉計画であり、本町のまちづくりの指針である「第5期幕別町総合計画」における、地域福祉分野の施策を具体化するものです。また、「第6期幕別町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「幕別町障がい者福祉計画・第4期幕別町障がい福祉計画」、「幕別町子ども・子育て支援事業計画」、「第2期まくべつ健康21」などの個別計画と整合性を図るとともに、幕別町社会福祉協議会が策定する「地域福祉実践計画」と連携を図りながら、地域福祉の向上を目指すものです。

3 計画の期間

計画の期間は、平成 27 年度（2015 年度）を始期とし、平成 31 年度（2019 年度）までの 5 年間とします。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
第 5 期幕別町総合計画 (平成 20 年度～平成 29 年度)					
第 5 期幕別町高齢者福祉計画・介護保険事業計画 (H24～H26)	第 6 期幕別町高齢者福祉計画・介護保険事業計画 (H27 年度～H29 年度)				
幕別町障がい者福祉計画・第 3 期幕別町障がい福祉計画 (H24～H26)	幕別町障がい者福祉計画・第 4 期幕別町障がい福祉計画 (H27 年度～H29 年度)				
幕別町次世代育成支援行動計画【後期】 (H22～H26)	幕別町子ども・子育て支援事業計画 (H27 年度～H31 年度)				
第 2 期まくべつ健康 2 1 (健康増進計画) (H25 年度～H34 年度)					
幕別町地域福祉計画 (H22～H26)	第 2 期幕別町地域福祉計画 (H27 年度～H31 年度)				



○幕別町社会福祉協議会策定計画

第 3・4 期地域福祉実践計画 (H24～H28) (見直し・H26～H28)	地域福祉実践計画 (追加) (H29 年度～H31 年度)
--	----------------------------------

4 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、識見を有する者及び公募による者 14 名で構成する幕別町地域福祉計画策定委員会を設置し、個別の福祉施策（保健医療施策、高齢者福祉施策、障害者福祉施策、児童福祉施策）の展開の状況について点検を行い、総合的な地域福祉を推進するための地域福祉計画を策定しました。

第2章 人口構造の変化

1 人口の推移

幕別町の人口は、年々増加傾向にありましたが、近年は横ばい傾向にあります。また、年齢階層別の状況では、65歳以上の人口割合が増加しており、高齢化が着実に進んでいます。

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口	23,408人	24,240人	26,080人	26,868人	26,547人
15歳未満	4,718人 (20.2%)	4,205人 (17.4%)	4,200人 (16.1%)	4,086人 (15.2%)	3,731人 (14.1%)
15～64歳	15,452人 (66.0%)	16,049人 (66.2%)	16,905人 (64.8%)	16,713人 (62.2%)	15,945人 (60.1%)
65歳以上	3,208人 (13.7%)	3,986人 (16.4%)	4,952人 (19.0%)	6,069人 (22.6%)	6,867人 (25.9%)

資料：国勢調査

※年齢不詳者の数や少数点以下の処理により、各項目の和と合計が一致しない場合がある。

2 人口の推計

平成37年度までの年度別総人口等の推移について次のとおり推計しています。総人口は緩やかに減少し、平成37年の総人口は26,570人となる一方で、団塊の世代が65歳以上になることにより、65歳以上の人口は9,069人、高齢化率は34.1%と推計します。

区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成32年	平成37年
総人口	27,600人	27,554人	27,477人	27,208人	26,570人
40歳未満	10,250人 (37.1%)	10,056人 (36.5%)	9,891人 (36.0%)	9,390人 (34.5%)	8,759人 (33.0%)
40～64歳	9,335人 (33.8%)	9,250人 (33.6%)	9,127人 (33.2%)	9,013人 (33.1%)	8,742人 (32.9%)
65歳以上	8,015人 (29.1%)	8,248人 (29.9%)	8,459人 (30.8%)	8,805人 (32.4%)	9,069人 (34.1%)

資料：第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画「幕別町高齢者保健福祉ビジョン2015」における推計値

3 世帯の動向

幕別町は、世帯数が増加傾向にある反面、一世帯当たりの人員は減少しています。

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
世帯数	7,259 世帯	8,146 世帯	9,342 世帯	10,126 世帯	10,359 世帯
一世帯当たり	3.2 人	3.0 人	2.8 人	2.7 人	2.6 人

資料：国勢調査

4 世帯構成の動向

幕別町の世帯構成は、三世代世帯の割合が低下し、単身世帯を含むその他の世帯の割合が増加しています。

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
核家族世帯	5,035 世帯	5,558 世帯	6,358 世帯	6,883 世帯	6,918 世帯
(構成比)	(69.4%)	(68.2%)	(68.1%)	(68.0%)	(66.8%)
三世代世帯	971 世帯	886 世帯	891 世帯	748 世帯	678 世帯
(構成比)	(13.4%)	(10.9%)	(9.5%)	(7.4%)	(6.5%)
その他の世帯	1,253 世帯	1,702 世帯	2,093 世帯	2,495 世帯	2,763 世帯
(構成比)	(17.3%)	(20.9%)	(22.4%)	(24.6%)	(26.7%)
合計	7,259 世帯	8,146 世帯	9,342 世帯	10,126 世帯	10,359 世帯

資料：国勢調査

＊核家族世帯：夫婦のみ、夫婦と未婚の子、ひとり親と未婚の子のみの世帯

三世代世帯：親、子、孫で構成されている世帯

その他の世帯：核家族世帯、三世代世帯以外の世帯（主として単身世帯）

＊小数点以下の処理により、世帯別の構成比の和が100%にならない場合があります。

5 出生の動向

幕別町の出生数は、平成22年から23年にかけて増加傾向にありましたが、平成24年は再び減少しています。

区 分		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
出生数	幕別町	出生数	174 人	193 人	213 人	185 人
		前年比	▲15 人	19 人	20 人	▲28 人
	北海道	出生数	40,165 人	40,158 人	39,292 人	38,686 人
		前年比	▲909 人	▲7 人	▲866 人	▲606 人
			▲497 人			

資料：人口動態統計

6 要介護高齢者の見込み

高齢者の増加及び長寿命化に伴い、年々要介護認定者及び認定率は増加する傾向にあります。

区 分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
要支援 1	249 人 (16.2%)	285 人 (17.4%)	325 人 (18.6%)	367 人 (19.9%)
要支援 2	209 人 (13.6%)	224 人 (13.6%)	234 人 (13.4%)	244 人 (13.2%)
要介護 1	321 人 (20.9%)	344 人 (20.9%)	371 人 (21.3%)	398 人 (21.6%)
要介護 2	266 人 (17.3%)	272 人 (16.6%)	275 人 (15.8%)	278 人 (15.0%)
要介護 3	171 人 (11.2%)	180 人 (11.0%)	187 人 (10.7%)	193 人 (10.5%)
要介護 4	164 人 (10.7%)	175 人 (10.7%)	179 人 (10.3%)	183 人 (9.9%)
要介護 5	155 人 (10.1%)	161 人 (9.8%)	172 人 (9.9%)	183 人 (9.9%)
合 計	1,535 人	1,641 人	1,743 人	1,846 人

資料：第 6 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画「幕別町高齢者保健福祉ビジョン 2015」における推計値

7 障がい者の状況

身体、知的、精神障がい者のいずれも微増傾向にあります。特に、精神疾患で自立支援医療（精神通院）を利用する人が増加しています。

(1) 身体障がい者の状況

区 分	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
交付件数	1,434 件	1,468 件	1,510 件	1,594 件

※身体障害者手帳（各年 3 月末現在）

※十勝総合振興局調査

(2) 知的障がい者の状況

区 分	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
交付件数	204 件	211 件	220 件	234 件

※療育手帳（各年 3 月末現在）

※十勝総合振興局調査

(3) 精神障がい者の状況

区 分	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
交付件数	90 件	105 件	113 件	115 件

※精神障害者保健福祉手帳（各年 3 月末現在）

※十勝総合振興局調査

(4) 自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数の状況

区 分	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
交付件数	285 件	297 件	301 件	319 件

※自立支援医療受給者証（各年 3 月末現在）

※十勝総合振興局調査

8 生活保護の状況

幕別町における生活保護世帯は年々増加傾向にあります。また、平成 20 年以降世界的な経済不況等により保護世帯、保護人員とも急増しています。

区 分	被保護世帯	被保護人員	保護率
平成 20 年	161 世帯	226 人	8.3 ‰
平成 21 年	167 世帯	228 人	8.3 ‰
平成 22 年	186 世帯	272 人	9.9 ‰
平成 23 年	210 世帯	304 人	11.1 ‰
平成 24 年	223 世帯	321 人	11.7 ‰
平成 25 年	221 世帯	330 人	11.9 ‰
平成 26 年	231 世帯	355 人	12.8 ‰

※十勝総合振興局「生活保護実施状況」（各年 3 月末現在）

第3章 計画の理念と目標

1 基本理念

現在の地域社会は、少子・高齢化や核家族化の進行、家庭を取り巻く環境が近年大きく変化し、地域における人と人とのつながりが希薄となり相互扶助機能が低下してきています。

このため、幕別町のすべての住民がいつまでも住み慣れた地域で安心・安全に生活できる環境づくりや、地域の住民が互いに協力し支えあう地域社会を築くことを目標に、「第2期幕別町地域福祉計画」の基本理念を次のように定めます。

地域でともに支えあい 健やかに安心して暮ら せるまちづくり

2 基本目標

本計画の基本理念を実現するため、次の4つの基本目標を掲げます。

基本目標1 やさしさにあふれるまちづくり

誰もが、互いを認め合い、困ったときに互いに助け合う「やさしさあふれるまちづくり」を目指します。

基本目標2 とともにささえあうまちづくり

誰もが、人と人とのふれあいを大切にし、住みよい地域づくりに参加する「ともにささえあうまちづくり」を目指します。

基本目標3 自立した生活を送ることができるまちづくり

誰もが、住み慣れた地域で、健康で心豊かに「自立した生活を送ることができるまちづくり」を目指します。

基本目標4 安心して生活できるまちづくり

誰もが、安全で快適な環境の中で、「安心して生活することができるまちづくり」を目指します。

3 施策の体系

基本目標	取組の方向	施 策
1 やさしさにあふれるまちづくり	1 子育てにやさしい環境づくり	(1) 幼児期の学校教育・保育の推進等 ・幼児期の学校教育・保育の一体的提供 ・幼児期の学校教育・保育の充実 (2) 地域における子ども・子育て支援事業の推進 ・子育て支援事業の推進 ・子育て支援のネットワークづくり ・児童の健全育成 (3) 支援を必要とする子どもへの取り組みの推進 ・児童虐待防止対策等子どもの権利の尊重 ・母子家庭・父子家庭の自立支援の推進 ・障がい児施策の充実等
	2 地域福祉活動を担う人材の育成	(1) 福祉意識の醸成 ・福祉教育の推進 ・地域福祉に関する理解を深める取り組みの推進 (2) 地域福祉活動を担う人材の育成 ・地域福祉活動を担う人材の育成 ・ボランティアの養成
2 ともにささえあうまちづくり	1 住民主体による地域を支える体制づくりの推進	(1) 地域福祉活動の推進 ・地域で支える仕組みの充実 ・交流機会の促進 ・地域サロンの推進 (2) 協働のまちづくりの推進 ・協働のまちづくり支援事業 ・まちづくり出前講座 ・公園見守り隊（アダプトプログラム）
	2 地域福祉を支える団体活動の推進	(1) 社会福祉協議会との連携 ・社会福祉協議会活動支援 ・「地域福祉実践計画」の策定支援 (2) 地域福祉を支える団体の活動支援 ・ボランティア団体等の活動支援 ・民生委員・児童委員協議会の活動支援 ・地域福祉を支える団体や関係機関のネットワーク形成の促進
3 自立した生活をおくることができるまちづくり	1 健康づくりの推進	(1) 健康づくりの推進 ・生活習慣病の発症予防と重症化予防 ・健康に関する生活習慣の改善 ・健康を支え、守るための社会環境の整備 (2) 医療との連携

		・医療との連携
	2 福祉サービスの適切な利用の推進	(1) 相談体制の充実 ・相談体制の充実 (2) 情報提供体制の整備 ・情報提供体制の整備
	3 福祉サービスの適正な提供と支援体制の充実	(1) 高齢者福祉の支援体制の充実 ・適切な介護サービスの提供 ・高齢者の就労支援 ・高齢者の生きがいづくりの推進 ・認知症施策の推進 ・ひとり暮らし高齢者等の支援 ・介護者への支援体制 ・介護予防施策の推進 (2) 障がい者の自立支援と社会参加 ・障がいへの理解促進 ・障がい者の生活支援の充実 ・障がい者の雇用・就業の推進 ・発達支援システムの確立 (3) 低所得者等の福祉の推進 ・低所得者福祉の推進 ・生活困窮者の自立支援
	4 切れ目のない権利擁護システムの推進	(1) 人権を尊重する社会の形成 ・人権意識の啓発 ・配偶者からの暴力被害者への支援 ・高齢者や障がい者の権利擁護 (2) 成年後見制度等の推進 ・成年後見制度の推進 ・日常生活自立支援事業の活用推進 (3) アイヌの人たちへの福祉の推進 ・アイヌの人たちへの生活支援・活動支援
4 安心して生活できるまちづくり	1 安全で快適な環境づくりの推進	(1) 生活環境の整備 ・良好な生活環境の確保 (2) 災害時に備えた体制の整備 ・要配慮者支援体制と地域防災力向上対策の重要性 ・町民一人ひとりが取り組むこと ・地域が取り組むこと ・事業者が取り組むこと ・行政が取り組むこと

第4章 施策の実現に向けて

基本目標1 やさしさにあふれるまちづくり

1 子育てにやさしい環境づくり

【現状と課題】

近年、我が国では、急速な少子化の進行や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化などにより、子どもの育ちや子育てをめぐる環境が変化しています。

このことから、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進め、子どもの健やかな育ちと子育てを支えていくことが、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つとなっています。

【施策の方向性】

次代を担う子どもたちが家族の豊かな愛情のもとで健やかに育ち、本町の子を持つ親や次代の親となる人たちが子育てに関するさまざまな不安や負担を軽減できる環境づくりや、子育て・親育てに地域の住民が積極的に協力し支えあう地域づくりを目指します。

(1) 幼児期の学校教育・保育の推進等

《幼児期の学校教育・保育の一体的提供》

少子化や核家族化の進行などに加え、働き方の多様化により、子どもや子育て世帯の環境が大きく変化しています。

このような状況に対応するため、幼児期の学校教育・保育の一体的提供を図るなど安心して子どもを預けることができる教育・保育環境の整備に努めます。

《幼児期の学校教育・保育の充実》

核家族や女性の社会進出が進む中、利用者の生活実態及び意向を踏まえた保育サービスの展開や情報提供、サービスの質の向上が求められていることから、今後も幼稚園や保育所等において、施設整備や保育サービスの充実に努めます。

(2) 地域における子ども・子育て支援事業の推進

《子育て支援事業の推進》

共働き家庭だけではなく、すべての子育て家庭を支援するため、ご家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり」や身近なところで子育て相談などが受けられる「地域子育て支援拠点」、保護者が昼間家庭にいない小学生の通う「放課後児童クラブ」など、地域の子育て支援の充実に努めます。

《子育て支援のネットワークづくり》

子育て家庭に対し、きめ細かな質の高いサービスを効果的・効率的に提供するため、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進

し、利用者への情報提供に努めるとともに、多くの町民が子育てへの関心や理解を高め、地域社会が子育て家庭を支えることができるよう意識啓発に努めます。

《児童の健全育成》

子どもは、遊びを通じて仲間関係の形成や社会性を学んでいくことから、地域社会の中で自由に遊び、学習やさまざまな体験活動を行うことができる安全・安心な放課後対策や週末の居場所づくりに努めます。

(3) 支援を必要とする子どもへの取り組みへの推進

《児童虐待防止対策等子どもの権利の尊重》

児童虐待等をはじめとした子どもにかかわるさまざまな問題は、子どもの権利を侵害し、子どもの心身の発達に重大な影響を及ぼすものであり、予防・早期発見・早期対応が求められています。

このため、子どもの権利を尊重し、すべての子どもの健やかな成長を保障するとともに、支援を必要とする家庭の自立に向け、福祉・保健・教育・警察・地域などの関係機関等による連携・協力のもと総合的な支援に努めます。

《母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進》

母子家庭等のひとり親家庭は、子育てを行ううえで、経済的・社会的に不安定な状態にある場合が多く、総合的な対策を適切に実施することが求められています。

このため、ひとり親家庭の子どもの健全な育成を目的に、相談体制の充実や社会的自立に必要な情報の提供を進めます。

《障がい児施策の充実等》

障がいの原因となる疾病や事故の予防及びその早期発見を図るため、妊産婦や乳幼児に対する健康診査や保健指導に継続して取り組みます。

また、障がい等が確認された子ども及びその保護者に対して、関係機関と連携を図りながら適切な支援を行い、不安の解消等に努めます。

2 地域福祉活動を担う人材の育成

【現状と課題】

困ったときに助け合うことができるやさしさにあふれたまちをつくるためには、すべての人がかけがいのない存在であることを認め合い、尊重し合うことが大切です。

地域福祉活動は、支援を必要としている人だけのものではなく、お互いに支え合い、助け合うことによって、誰もが安心して暮らせるための地域づくりにつながることを地域に住むすべての人が認識し、新たな支え合いの仕組みを理解することが必要となっています。

【施策の方向性】

誰もが地域社会の一員であり地域福祉活動の担い手であるという意識を高め、地域福祉活動の担い手を育てていくため、福祉教育の推進、地域福祉に関する出前講座の開催、地域交流活動の推進など、地域に暮らすさまざまな人とふれ合う機会を通じて、認め合い尊重し合う心を育てる取り組みを推進します。

（１）福祉意識の醸成

《福祉教育の推進》

地域福祉を推進していくためには、福祉を実践しようとする「意識づくり」、「風土づくり」が不可欠です。これには、家庭や地域、学校などのさまざまな場において、福祉教育を推進していくことが必要です。

このため、福祉教育への支援を継続するなど、次代を担う青少年が福祉に触れる機会を増やし、他人を思いやり支え合おうとする意識を啓発するとともに、地域福祉活動への参加に結びつくよう努めます。

《地域福祉に関する理解を深める取り組みの推進》

地域の課題について公的な福祉サービスだけでは十分に対応することができなくなっている現状を踏まえ、地域で暮らす人たちが相互に理解し合い、責任と自覚をもって参加していくことが必要なことから、地域住民を対象とした各種講座の開催を通じて、高齢者や障がい者に対する地域の理解を深め支え合えるような地域づくりを推進します。

（２）地域福祉活動を担う人材の育成

《地域福祉活動を担う人材の育成》

地域福祉活動は、基本的に活動を行う「人」によって支えられています。

地域福祉を担う人材の育成と資質の向上は重要な課題であり、リーダーをはじめ、活動を行う人材の発掘・育成を計画的かつ継続的に行っていくことが必要です。

このため、地域福祉に対する地域住民の意識や気運を高めて、地域の核となる役割を担う人材の育成に努めます。

《ボランティアの養成》

地域の福祉活動を積極的に推進する上で、ボランティアは幅広い分野で大きな役割を果たすことが期待されています。

ボランティア活動を促進するため、ボランティアセンターと連携を図りながら、活動に関する情報提供や相談体制を充実し、ボランティアの養成に努めます。

基本目標２　ともにささえあうまちづくり

１　住民主体による地域を支える体制づくりの推進

【現状と課題】

核家族化の進行により、かつての伝統的な家族や地域での相互扶助機能は低下し、地域住民のつながりの希薄化、価値観の多様化など、住民意識の変化とともに地域社会が大きく変わってきています。

本町に住む多くの人たちは、高齢になっても住み慣れた地域でいつまでも安心して生活ができることを望んでおり、地域全体が家族のように助け合い、支え合うという意識が必要です。

住民一人ひとりをはじめ、関係する機関・団体・行政がひとつになって、すべての町民が地域を構成する一員であるということを再認識することも必要です。

【施策の方向性】

住み慣れた地域でいつまでも安心して生活ができるよう、「生きがい」や「楽しみ」を持ち続け、活気に満ちた生活を送ることにより「引きこもり」をなくし、地域内活動の参加を促進し、地域社会の基礎となる住民同士の円滑な関係づくりを推進します。

このため、地域住民と行政が一体となり、お互いを尊重し協力し合い、安心して住むことができる快適で豊かなまちづくりを行うため「協働のまちづくりの推進」や地域住民やボランティアなどによって運営されている「地域サロンの推進」に努めます。

（１）地域福祉活動の推進

《地域で支える仕組みの充実》

民生委員・児童委員や公区などとの連携により、子どもの安全とひとり暮らしの高齢者、障がいのある人を地域で見守る体制の充実を図ります。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域における事業者や団体に協力を得て実施している「高齢者見守りネットワーク事業」を推進します。

《交流機会の促進》

文化やスポーツ活動、交流活動などを通じて、高齢者や障がいのある人の社会参加を促進します。

《地域サロンの推進》

身近なところで高齢者や障がいのある人などが交流できる場である地域サロンは、閉じこもり防止や仲間づくり、生活課題の発見や解決などに有効であることから、地域で暮らす誰もが集える「地域サロンの推進」に努めます。

(2) 協働のまちづくりの推進

《協働のまちづくり支援事業》

地域住民と行政が一体となり、お互いを尊重し協力し合い、安心して住むことができる快適で豊かなまちづくりを行うため、地域住民自らが行政と協働し、まちづくりに参加する経費の一部を支援します。

住民と行政とのパートナーシップによる協働のまちづくりが、より多くの人に理解されるよう今後も情報の提供に努め、「協働のまちづくり検討委員会」において住民要望に即した事業の追加や見直しを図っていきます。

《まちづくり出前講座》

町が進めている事業や施策について理解を深めてもらうとともに、地域における現状や意見も聞かせていただく場として出前講座を実施してきましたが、今後は、地域住民の関心の高い講座の開催や、参加しやすい日程及び時間の設定を行い、利便性を高めることで出前講座のさらなる推進を図ります。

《公園見守り隊（アダプトプログラム）》

身近な公共空間である公園及び緑地において、美化・清掃活動等を行う団体等を「公園見守り隊」として募集し、生活環境に対する町民意識の高揚を図り、町民と行政の協働によるまちづくりのさらなる推進を図ります。

2 地域福祉を支える団体活動の推進

【現状と課題】

地域福祉の課題に対しては、さまざまな目的を持って活動している公区や社会福祉協議会、老人クラブなどの関係機関、団体と地域との連携により解決することが求められています。

現在、さまざまな民間の福祉活動団体により、それぞれサービスが提供されていますが、このような団体同士が連携・協力し、ネットワークを形成することは、地域住民の活動を支援する基盤づくりとして重要であり、それぞれの団体が有する専門的な知識や能力を共有し、効果的・効率的な活動を行うことが求められています。

【施策の方向性】

公区や社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会などの関係機関・団体などの連携・協力により、福祉に関する情報の共有化や活動を担う人づくりを進め、地域住民と関係機関・団体などによる円滑な地域福祉の推進に向けた体制づくりを推進します。

(1) 社会福祉協議会との連携

《社会福祉協議会活動支援》

社会福祉協議会は、福祉サービスを提供する事業者の中でも中核的な役割を

担っていますが、公益性、非営利性、専門的知識や技術の蓄積、安定した経営基盤などの社会福祉法人の特性を活かして、福祉制度にのっとった福祉サービスの提供だけでなく、制度の谷間にいる要援護者の生活支援や地域福祉活動の拠点の場の提供など、地域福祉活動に積極的に取り組むことが期待されています。

誰もが安心して暮らすことができる福祉社会の実現のため、町の福祉施策と連携した事業を実施する幕別町社会福祉協議会の活動を支援します。

《「地域福祉実践計画」の策定支援》

地域福祉を進めるための理念や仕組みをつくる計画が「地域福祉計画」であり、それを実行するための住民活動・行動のあり方を定める計画が「地域福祉実践計画」です。

幕別町社会福祉協議会が行う「地域福祉実践計画」の見直しにあたっては、町が策定する「地域福祉計画」との整合性が図られるよう連携・協力体制の強化に努めます。

(2) 地域福祉を支える団体の活動支援

《ボランティア団体等の活動支援》

制度の谷間にあって福祉サービスを利用できない人のニーズや日常生活でのちょっとした困りごとへの対応など、住民の多様なニーズにきめ細かく対応することができるボランティア団体等の活動は、地域福祉を支える大きな力となるものであり、今後ますます重要になることから、ボランティア団体等の活動を支援します。

また、地域住民がボランティア団体等の活動に気軽に参加できる仕組みづくりを推進します。

《民生委員・児童委員協議会の活動支援》

社会奉仕の精神で、常に住民の立場で相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めている民生委員・児童委員の職務の遂行が円滑に行われるよう支援し、地域で支え合う福祉社会の実現を図ります。

《地域福祉を支える団体や関係機関のネットワーク形成の促進》

支援が必要な人を地域の中で支えていくためには、地域の中のさまざまな団体や関係機関がネットワークを形成し、必要なときには速やかに連携して支援活動ができる体制が重要であることから、公区、社会福祉協議会、ボランティア団体、民生委員・児童委員協議会、老人クラブや福祉サービスを提供する事業者など、地域福祉を支えるさまざまな団体や関係機関のネットワークの形成に努めます。

基本目標3 自立した生活をおくることができるまちづくり

1. 健康づくりの推進

【現状と課題】

医学の進歩や生活環境、食生活の改善により、日本は世界有数の長寿国となりました。平成 22 年の幕別町の平均寿命は、全国平均よりも高く「男性は 80.2 歳」、「女性は 87.0 歳」となっています。しかし、一方で自動車や家電製品の普及、食生活の欧米化により、脳血管疾患・糖尿病・心臓病などの生活習慣病が増えてきています。

今後、ますます高齢化が進む中で、一人ひとりが健康に関心をもち、高齢になっても地域との交流を大切にして、ライフステージに合わせた健康づくりが必要です。

【施策の方向性】

要介護の原因となる脳血管疾患・認知症・運動機能低下を予防するため、中高年期からの健康づくりを推進して、健康寿命の延伸を目指します。

また、住民一人ひとりが地域で孤立することなく、生きがいのある生活が送れるよう、住民同士のつながりの構築にも努めます。

(1) 健康づくりの推進

《生活習慣病の発症予防と重症化予防》

特定健康診査の受診率向上をめざし、糖尿病、高血圧、脂質異常症などの生活習慣病の予防に取り組みます。また、すでに治療している方には、医師の指示に基づき保健指導を実施し、疾病の重症化を予防します。

《健康に関する生活習慣の改善》

食生活・身体活動・こころの健康・飲酒・禁煙・口腔機能の維持などの生活習慣の改善について、ライフステージに応じた目標を定め、住民と一緒に取り組みます。

《健康を支え、守るための社会環境の整備》

健康づくりは、自治体の保健分野だけではなく、民間団体・企業・学校などの活動も重要です。お互いの情報が共有できるよう、庁内関係各課と連携を図ります。

(2) 医療との連携

《医療との連携》

誰もが健康で安全な生活を送るために、必要な時に安心して適切な医療を受けられる体制の確立や疾病の予防・早期発見のための各種検診の機会を確保するため、保健・福祉と医療の連携に努めます。

2 福祉サービスの適切な利用の推進

【現状と課題】

町民が抱える課題を早期に発見し、適切に対応していくためには、相談が果たす役割は大変重要であります。

相談者に対しては、福祉制度や福祉サービスに関してわかりやすく情報提供することや適切な福祉サービスを選択できるように、相談窓口を整備強化する必要があります。

また、地域から孤立する人がでないように、誰でも気軽に相談できる身近な相談場所や状況に応じて関係する専門機関に適切につなげていくという相談・支援体制の強化が必要となっています。

【施策の方向性】

町民が抱える福祉課題をより柔軟に、早期に解決していくためには、日常的な困りごとから専門的支援を要する相談までを担う人材や支援機関が必要であることから、それぞれが役割を認識し、担当領域における知識や対応技術の向上に努めます。

また、福祉制度や福祉サービス等について分かりやすい情報提供や障がい等に配慮した方法による情報提供に努めます。

(1) 相談体制の充実

《相談体制の充実》

地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所など、身近な地域での相談機関の機能充実を図ります。また、町の保健福祉に関する各分野の連携を進め、サービスを必要とする町民がわかりやすく利用しやすい相談体制を構築します。

また、地域で把握されたニーズに対応するための専門的な相談体制の充実に努めるとともに、地域の社会福祉施設や医療機関の相談機関としての機能を活用するとともに、地域にある関係機関・団体だけでは対応が困難な場合は、「とかち生活安心センター」や「十勝障がい者総合相談支援センター」などの専門的な相談機関につなぐ仕組みをつくります。

(2) 情報提供体制の整備

《情報提供体制の整備》

福祉・保健・医療など、地域で安心して生活するために必要な情報を集約できる仕組みづくりを推進するとともに、多様化・複雑化するニーズに対応し、適切なサービス利用に結びつけることができる情報提供体制の整備を進めます。

3 福祉サービスの適正な提供と支援体制の充実

【現状と課題】

福祉サービスは、利用者が主体的にサービスを選択する利用制度となったことから、利用者が満足でき、質の高いサービスを提供するための取り組みを進める必要があります。

本町では、子育て支援・高齢者福祉・障がい者福祉などにおいて個別の福祉計画を策定し、計画に基づいて福祉サービスが提供されるよう各施策を推進しています。

多様化・複雑化する町民の福祉ニーズに対応するため、公的なサービスだけでなく、社会福祉協議会やNPO法人等によるさまざまなサービスの参入を促進することも必要です。

また、自ら支援を求めようとしないことや認知症などによりサービスを選択することが困難といった理由から、いわゆる「サービス未利用の要支援者」となっている方への対応も求められています。

【施策の方向性】

福祉サービスの充実と事業者と連携した多様で質の高いサービスを提供できる体制づくりに努めます。

また、支援の必要な方が確実に支援を受けられる仕組みづくりに努めます。

(1) 高齢者の支援体制の充実

《適切な介護サービスの提供》

介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で生活できるよう、在宅での介護を支援するとともに必要な介護基盤サービスの整備を促進します。

また、高齢者やその家族が安心して暮らすことができるよう、介護サービスの質を高めるとともに、適切なサービスの選択ができるよう地域包括支援センターを中心とした相談体制の確立を進めます。

《高齢者の就労支援》

高齢者就労センターは、豊富な経験や技能をもった60歳以上の方を会員とし、臨時的かつ短期的な就業の場を提供することにより、活力ある高齢社会の実現に重要な役割を果たしており、今後も高齢者の多様化するニーズに応えられるよう、人材の確保を進めるとともに高齢者就労センターの理念にあった雇用機会の拡大が図られよう支援に努めます。

また、働く意欲と能力のある高齢者の雇用を確保するため、企業等に働きかけを行うとともに、情報提供に努めます。

《高齢者の生きがいづくりの推進》

高齢者が自分の能力や経験を生かし、積極的に社会参加できる「場」と自立した生活ができるよう環境の整備を図るとともに培った能力や経験を生か

し社会の構成員としての自覚ができる機会を確保するなどの生きがい対策や社会参加を積極的に支援します。

また、老人クラブは、会員数の減少、特に若い世代の加入が進まないことが課題となっていますが、代替性のない地域力として、高齢者が生きがいを持ち、安心して住み慣れた地域社会で生活することを目指すために、その機能が維持されていくよう支援します。

《認知症施策の推進》

認知症サポーターの養成に努めるとともに、認知症に関する普及啓発活動を拡充し、認知症の早期発見・早期対応に向けた支援体制の構築に取り組みます。

また、認知症高齢者が徘徊しても、安全に日常生活に戻ることができる高齢者等 SOS ネットワーク事業の体制充実と徘徊高齢者家族支援事業により、介護者の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

《ひとり暮らし高齢者等の支援》

ひとり暮らし高齢者等が年々増えていく中で、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、さまざまな課題を早期に発見し、地域で見守り活動を行う意識の醸成や、地域住民や事業者を含めた地域全体で支える仕組みづくりが重要となっています。

このため、高齢者見守りネットワーク事業による見守りや、各種在宅福祉サービス事業により日常生活を支援します。また、急病等の緊急事態が発生した場合でも、迅速に救護できる体制や、孤立死の防止に向けた取り組みとして、安否確認の体制の充実を図ります。

《介護者への支援体制》

介護者等が、日頃から抱えている不安や悩みごとなどを相談できる地域包括支援センターを中心として、在宅介護支援センターとの連携を図り、相談体制の充実に努めます。さらに、身体的、精神的、経済的負担を軽減するため、介護用品等の一部を助成し、在宅介護の継続を支援します。

《介護予防施策の推進》

介護予防は、運動機能の向上や、栄養改善といった、心身機能の改善のような高齢者本人へのアプローチだけではなく、地域における「活動」や、「社会参加」といった、高齢者を取り巻く環境へのアプローチにも力を入れ、地域の中に「居場所」や「役割」をつくり、人と人とのつながりの中で、地域においてリハビリテーション専門職等を活用した住民同士が支えあうコミュニティを形成し、結果として介護予防につながるような「地域づくり型の介護予防」を目指します。

(2) 障がい者の自立支援と社会参加

《障がいへの理解促進》

障害がいのある人の自立と社会参加の一層の促進を図るため、障がいのある人もない人も等しく生活できる地域社会を目指し、障がいのある人の人格と個性が尊重され、地域の中でも自立した生活ができるまちづくりを推進することが重要であることから、「地域における福祉啓発の推進」や「障がいへの理解教育の促進」、「ふれあい広場に対する支援」などにより、地域住民の障がいへの理解促進に努めます。

《障がい者の生活支援の充実》

障がいのある人の地域で自立した生活を支えるため、障がいの状態や生活状況に応じた適切な障害福祉サービスの提供に努めるとともに、利用者のニーズを的確に把握し、必要なサービス基盤の整備を促進します。

また、障がいのある人の中で就労が困難である人や通院等で経済的に困窮している障がいのある人の経済的自立への支援に努めます。

《障がい者の雇用・就業の推進》

障がいのある人の社会参加と生きがいづくりや経済的自立のため、福祉・雇用・教育などの関係機関で組織する自立支援協議会を中心に就労支援を引き続き推進します。さらに他機関とも連携しながら、障がいのある人自身のニーズや就労能力に応じた多様な雇用・就業機会の開拓を進めるとともに、障がいの特性に応じた就労支援対策を推進します。

また、「職場体験事業」の実施や一般就労が困難な人に対して、障害福祉サービスの就労支援事業を活用し、一般就労に向けた支援を行います。

《発達支援システムの確立》

発達支援システムに盛り込んでいる乳幼児期から成人期までのライフステージまでの支援体制の構築をさらに強化し、障がいのある子どもや保護者を含む家族のニーズに応じた支援を行える体制づくりに努めます。

このため、発達支援センターの専門職の配置による療育機能の充実に努めます。

(3) 低所得者等の福祉の推進

《低所得者福祉の推進》

低所得者の自立の助長を図るため、民生委員・児童委員をはじめ各種関係機関などと連携し、就労、生活などの相談・指導の充実を図ります。

《生活困窮者の自立支援》

生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却するため、実施主体である北海道と連携を取りながら必要な支援に努めます。

4 切れ目のない権利擁護システムの推進

【現状と課題】

ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者、知的・精神障がい者など、日常生活を送る上で何らかの支援を必要とされている人を取り巻く環境は、急激に変化しています。

そのような中、高齢者や障がい者を狙った詐欺や消費者被害、近親者による身体的・経済的虐待が問題となっており、地域における相談窓口や見守り活動の充実に加え、実効性・継続性のある権利擁護の取り組みが求められています。

また、認知症高齢者や知的・精神障がい者など、判断能力が十分でない人にとっては、福祉サービスの利用にあたって、その選択や契約手続きが自力では行えず、サービス利用の妨げとなる場合があります。

したがって、サービスを必要とする人が、適切なサービスを安心して受けられるための権利擁護体制の整備が求められています。

【施策の方向性】

高齢者虐待・児童虐待・障がい者虐待・DVに対する予防、早期発見、早期対応を図るため、関係機関と連携を図りながら、体制の整備に努めます。

また、認知症などで判断能力が低下した高齢者や障がい者などの権利擁護のため、相談体制の充実と成年後見制度や日常生活自立支援事業の積極的な活用を図ります。

(1) 人権を尊重する社会の形成

《人権意識の啓発》

地域住民に人権問題に対する正しい認識を広め、一人ひとりの人権が守られて、誰もが安心して生活できる社会を築けるよう啓発活動を行うとともに、帯広人権擁護委員協議会により、毎月第3木曜日に開設されている特設人権相談を継続して支援します。

《配偶者からの暴力被害者への支援》

配偶者からの暴力は、問題が潜在化しやすく、被害が深刻化する特性があることから、被害者の早期発見と安全確保を第一に、迅速かつ適切な対応に努めます。

また、状況に応じて配偶者暴力相談支援センターと連携し、被害防止の措置及び被害者の相談・一時保護を行うとともに、一時保護後の自立などの支援に努めます。

《高齢者や障がい者の権利擁護》

高齢者や障がい者の権利や財産の保護、虐待の防止や早期発見のため、相談窓口の体制整備を図るとともに、地域の関係者や関係機関との連携強化に努めます。

また、虐待防止等に関する啓発普及に努めます。

(2) 成年後見制度等の推進

《成年後見制度の推進》

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が十分でない人が不利益を被らないよう、成年後見制度の活用を推進します。

そのため、「後見実施機関」を設置し、制度の周知・啓発をはじめ、相談や手続きに係る支援等を行うとともに、その相談に携わる市民後見人の活動を支援します。

《日常生活自立支援事業の活用推進》

社会福祉協議会は、判断能力が十分でない人を対象にして、福祉サービス利用援助や日常的金銭管理などの支援、いわゆる「日常生活自立支援事業」に取り組んでいますが、今後、需要が高まると思われるので、本事業の普及・啓発を通じて支援に努めていきます。

(3) アイヌの人たちへの福祉の推進

《アイヌの人たちへの生活支援・活動支援》

アイヌの人たちの生活の安定及び福祉の向上を図るため、生活館の運営事業を継続し、生活上の各種相談事業及び指導、助言などに努めます。

また、アイヌ協会の運営の支援を行うとともに、アイヌ文化の保存と伝承のための活動も支援していきます。

基本目標4 安心して生活できるまちづくり

1. 安全で快適な環境づくりの推進

【現状と課題】

誰もが、住み慣れた地域で、安心して生き生きと暮らすためには、生活環境の向上が重要であり、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを進めていくことが必要です。

また、平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」をはじめとし、近年日本各地で相次いで発生している豪雨による水害、土砂災害、竜巻、暴風雪等の災害に対し迅速かつ効果的に対応するため、地域における防災体制の構築強化が強く求められています。

町では平成26年5月に「幕別町地域防災計画」を全面的に修正し、災害時における住民（自助）、地域（共助）、行政（公助）それぞれが担うべき事項を確認し、協働の力により災害時の被害を最小化する「減災」への取り組みが重要であるとしています。

このことから、今後災害に備え住民及び地域の災害に対する意識の高揚を図るための防災啓発活動及び防災訓練等に取り組み、行政として必要な防災・減災対策を講じることが必要です。

【施策の方向性】

公共施設や公営住宅などの公共建築物及び道路等の整備においては、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れるとともに、景観の向上と地震などの災害に対応した整備に努めます。

また、災害に備え自主防災組織の育成及び支援を図るとともに、地域と協働し計画的に避難訓練を実施するなど、災害発生時に町民が迅速に避難することができるよう地域防災力の向上に努めます。

さらに、災害時の避難に困難が想定される高齢者や障害者等の要配慮者に配慮した避難対策を講じます。

（1）生活環境の整備

《良好な生活環境の確保》

高齢者や障がい者に配慮し、公共施設や移動手段などのバリアフリー化を進め、これらを円滑に利用できる環境を整備するとともに、景観とユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを目指します。

また、地震災害などに強い公共施設等の建設や改修に努めます。

（2）災害時に備えた体制の整備

《要配慮者避難支援体制と地域防災力向上対策の重要性》

災害発生時においては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等のいわゆる要配慮者が被害を受けることが多いとされています。

しかしながら、これまでの災害において、要配慮者が避難を行う上で最も頼りにされ活躍したのは、他でもなく地域住民であり、地域内交流が盛んな地域ほど避難がスムーズに行われたとされています。

このことから、災害が発生し、又はその恐れがある場合に、自ら避難することが困難な者について、円滑かつ迅速に避難がなされるよう、予め支援が必要な者を「避難行動要支援者」（以下、「要支援者」という。）としてその把握に努めることが必要です。

そのため、災害基本法第49条の10第1項に基づき、避難行動要支援者名簿を作成し、個人情報の保護に留意しながら、緊急時に対応できるよう公区が組織する自主防災組織や、民生委員・児童委員を始めとする関係者と情報の連携を図り、災害に強い福祉のまちづくりを目指すことが必要です。

また、災害発生時においては、地域住民の安全確認、被害状況又は応急救護など速やかな対応が求められます。その際、災害時の被害を最小限に抑えるためには、防災関係機関の活動はもとより、地域住民による組織的な協力、防災活動が極めて重要な役割を果たします。

また、要支援者の避難誘導及び安全確認等は、震災などの緊急性を考慮すると、行政的対応はおのずと限界があり、地域住民の協力・援助が不可欠です。

これらを踏まえ、「自分たちのまち、地域は自分で守る」という精神のもと地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成を図ることに努めます。

《町民一人ひとりが取り組むこと》

- ・防災のしおりを参考に、常日頃から非常持ち出し防災用品及び備蓄品を準備し、「自助」による防災力を高めます。
- ・災害に備えて、災害区分（地震・津波時、洪水時、土砂災害時）ごとに示されている指定緊急避難場所や指定避難所を確認し、日頃から災害を想定した準備を心がけます。
- ・隣近所にどのような人が住んでいるか把握します。
- ・万が一の災害時には、自身や家族の安全避難を第一に考えるとともに、隣近所の安否も確認し、必要に応じて適切な機関に連絡できるよう心がけます。
- ・日頃から、地域等での防災訓練や防災に関する講習会等に積極的に参加するとともに、地域の交流等にも参加するなど、自らが防災力を高めるよう努めます。

《地域が取り組むこと》

- ・地域住民相互の交流を図り、安心・安全な地域社会の構築が図られるよう努めます。
- ・行政から示される「避難行動要支援者名簿」を参考に地域において、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、災害時の支援体制の整備に努めます。
- ・災害時の「共助」としての自主防災組織の育成を図るとともに、避難訓練等を実施し、地域の防災力の向上に努めます。

《事業者が取り組むこと》

- ・地域での避難訓練や防災活動に協力、支援を行います。
- ・災害時における支援体制を整備します。
- ・自主的な防災組織の設置を図ります。

《行政が取り組むこと》

- ・災害対策基本法第49条の10第1項及び国が作成した避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針に基づき、町民課、福祉課及び保健課が協力し避難行動要支援者名簿の作成を行うとともに、災害時に活用できるよう、情報の把握、管理、更新を図り、災害時における連携体制を構築します。
- ・要支援者に対して、災害時の迅速な避難や安否の確認等のため、本人の同意を得たうえで、避難支援等の実施に必要な限度で、関係者、機関に名簿を提供するなど情報共有体制を構築します。
- ・要支援者に、日頃から災害時の情報伝達方法、支援体制、対応方法等を周知します。
- ・要支援者支援体制構築のため、研修会や講演会等の開催、広報紙等を活用し住民への周知を図ります。
- ・福祉避難所及び備蓄品等の整備について計画的に整備します。
- ・幕別町地域防災計画に基づき、実際の災害発生を想定した避難訓練等を、住民、関係団体等の参加のもと計画的に実施します。
- ・自主防災組織（公区）の防災活動を支援するため「協働のまちづくり支援事業」に支援項目等を追加するなど、自助・共助機能の強化を図ります。
- ・住民相互の活動を支援し、安心安全な地域社会の構築が図られる取り組みを推進します。
- ・日頃から、民生委員・児童委員、自主防災組織（公区）、関係機関等との連携を図り、見守り活動、支援体制を構築します。